| | | 【対象となる人】 | い人や、生命保険料控除・医療 | ④農業・事業所得者は収支内訳 |
|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|-------------------------------|
| 村県民税・国民健康保険税・所得税 | 康保険税・所得税 | ①平成11年1月1日から平成18 | 費控除・社会保険料控除などの | 表(収入金額・必要経費等の |
| | | 年12月31日までに新築、増改 | 所得控除を受ける人 | わかる帳簿、経費の領収書・ |
| 確定申告が始まります | 姹まります 。 | 築して入居した人 | ■国民健康保険に加入されてい | 通帳など) |
| | | ②平成2年1月1日から平成29 | る人で、所得税の確定申告や | ⑤医療費控除を受ける際、領収 |
| 2町6日(町)~2 | 296日(引)~396日(引)まで | 年12月31日までに新築、増改 | 村県民税の申告をされていな | 書やおむつ証明書 |
| · 月1日(月) | 7月1日(月) 1210 | 築して入居した人 | い 人 | ⑥障害者控除を受ける際は、身 |
| | | 【控除を受けるための手続き】 | 所得税や村県民税の申告にお | 体障害者手帳・療育手帳・精 |
| 確定申告の時期がやってきま | 入がない人も収入がない旨の | ①所得税の住宅借入金特別控除 | いて特別控除などが適用され、 | 神保健福祉手帳 |
| した。申告をしなければならな | 申告をしなければなりません。 | を受けられる初年度は、税務 | 課税されていない土地や建物の | ⑦税務署から申告書が送付され |
| い人は、次のページに各地区指 | ■平成2年1月1日現在、村内 | 署にて確定申告を受けてくだ | 譲渡(国や地方公共団体に収用 | ている人はその申告書 |
| 定を掲載していますので、午前 | に住所のある給与所得者で次 | さい。2年目以降は年末調整 | された譲渡)、免税牛所得につ | ⑧印鑑(所得税の納税・還付な |
| 中においでください。 | に該当する人 | や確定申告の際、申告される | いても申告を要します。 | どに利用される金融機関の口 |
| 初めて住宅借入金特別控除を | ①平成26年中に退職した人 | と、住民税住宅ローン控除が | ■遺族年金・障害年金や恩給な | 座と届印) |
| 受ける人や、山林所得・配当所 | ②日雇、パート、アルバイトな | 適用されます。 | どを受給している人 | 《e-TAX (電子申告)をされ |
| 得・株式譲渡のある人また、同 | どの収入がある人 | ②給与所得者で年末調整を受け | | る人》 |
| 時に贈与税の申告をされる人は | ③勤務先などから、村に給与支 | る人の場合、源泉徴収票の摘 | 自告に必要ならり | 利用者識別番号の通知書・住 |
| 税務署をご利用ください。所得 | 払報告書が提出されていない | 要欄に「住宅借入金等特別控 | 自会は必要なもの | 基カード(公的認証済) |
| 税の確定申告書を税務署に提出 | 人 | 除可能額」と「居住年月日」 | 申告に来られる際は、次の事項 | ※所得税の確定申告書を税務署 |
| された人は、住民税申告の必要 | ④2カ所以上の事業所から給与 | が記載されている人は、確定 | を確認して必要書類を持参して | に提出された人は、住民税申 |
| はありません。 | の支払いを受けている人 | 申告の必要はありません。 | ください。 | 告の必要はありません。 |
| | ⑤給与所得以外に所得のある人 | 【注意】 | ①給与所得がある人は源泉徴収 | |
| | *所得税の申告では給与所得以 | 平成19年と平成20年に入居さ | 票(勤務先からもらってくだ | |
| 村県民税の申告をしなけれ | 外の所得が20万円以下の場合 | れた人は、住民税住宅ローン控 | さい) | |
| はならない人 | は申告する必要はありません | 除を受けることはできません! | ②年金受給者は公的年金の源泉 | |
| ■平成27年1月1日現在、村内 | が、住民税・国民健康保険税 | | 徴収票 | |
| に住所のある人で平成26年中 | では所得の多少にかかわらず | ■平成27年1月1日現在、村内 | ③社会保険料【国民健康保険税・ | 〈問い合わせ〉 |
| に営業、農業、その他の事業 | 申告する必要があります。 | に住所のある公的年金者で次 | 後期高齡保険料·農業者年金· | 阿蘇税務署 |
| (内職・外交など)、不動産、 | ⑥給与所得のみの人で、医療費 | に該当する人 | 国民年金・介護保険料・生命 | 旭0967 (22) 0551 |
| 配当、年金、生命保険料(満 | 控除などを受ける人 | 公的年金収入額が400万円 | 保険料・地震保険料(ケガの | |
| 期)、国・県・村に収用など | ■所得税から住宅ローン控除額 | 未満の人で、本村に公的年金支 | 保険の損害控除は廃止)】の支 | 役場 税務課 |
| の所得がある人、または、収 | を引ききれなかった人 | 払い報告書が 提出されていな | 払い証明書 | 恒 (62) 9 1 8 1 |